

令和2年度 予算  
制度・政策に関する  
要望書

令和元年10月24日  
宇都宮市議会 市民連合  
会長 今井 恭男

## 令和2年度 予算 制度・政策に関する要望にあたり

平成から令和へと元号が変わり、新たな飛躍と持続可能な社会構造への転換が期待される中、国際社会では米中貿易摩擦や日韓問題などに見られる不安定な経済・社会情勢による先行きの不透明感や、2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）に掲げる経済・社会・環境をめぐる総合的な取り組みの国際的な推進が必要となるなど、厳しい社会情勢の中でも強く生き抜く力が求められています。

一方、本市においては策定された第6次総合計画の着実な推進を図るため、あらゆる市民の生活課題や進展する次世代技術の活用を踏まえた具体的施策の着実な推進を図る必要があるとともに、本年発生した台風19号は市内各地で甚大な被害をもたらし、気象変動等の影響や、激甚化・頻発化する自然災害に対し、市民の生命・財産・暮らしを守るための対応力強化が求められています。

また、本格的な人口減少や少子化・超高齢化社会を迎え、子どもから高齢者まで安心して暮らしていくための制度設計や、安全・安心なまちづくりなどの各種施策・事業を市民の理解を得ながら推進する必要があるなど、多岐に渡る課題を解決するための行政運営が必要であります。

これらの観点を踏まえ、私たち宇都宮市議会市民連合は令和2年度予算編成にあたり、「予算 制度・政策に関する要望」として、重点項目10項目、全7分野94項目に取りまとめ提言致しますので、予算及び各施策事業に反映されますよう要望致します。

# 令和2年度 市民連合 予算 制度・政策に関する要望

## I. 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて (子育て・教育・学習 分野)

### 1. 市民の結婚・出産の希望をかなえる支援

結婚を望む市民の希望をかなえるため、出会いの場の創出や、結婚・家庭観を育む教育の充実に努めるとともに、とちぎ未来クラブや民間団体等との連携を強化し、市民の結婚の希望をかなえる支援を充実させること。  
また、出産を希望する市民の願いに応えるため、人工授精や不妊治療等に対する経済的な支援を充実させるとともに、民間事業主に対する就労上の配慮や不妊治療を支えるための社会的な意識の醸成に取り組み、子どもを持つ希望の実現に向けて対策を強化すること。

### 2. 充実した子ども・子育て支援制度の構築

#### 2-1. 子ども・子育て支援の充実

##### 1) 【産前・産後ケアの充実】

産前・産後における母子の不安定な心身の状況や、産後うつ等による児童虐待を防止するため、妊産婦検診や産後ケア事業の充実を図るとともに、受診率の向上を図ること。

また、産後うつ検査や産婦健診の未受診者へのフォローを確実にを行い、こんにちは赤ちゃん事業等との連携や助産師の訪問指導等による早期ケアの制度を充実させるとともに、事業に必要となる保健師や助産師等の人員確保に取り組むこと。

## 2) 【第2期子ども子育て支援事業計画の推進】

昨年度に実施した「新たな保育ニーズの把握調査」の結果に基づき、保育所の年間を通じた待機児童の完全解消を図るための施設整備や、保育人材の確保及びキャリア形成・処遇改善等に対する支援を継続して行うとともに、食育の観点を踏まえた原則実費徴収である副食の質の確保、多様な保育ニーズに対応できる病児・病後児保育、理由を問わない一時的な保育、夜間・休日保育の充実等、子育て世帯が必要とするニーズを第2期宇都宮市子ども子育て支援事業計画に反映し、子ども子育て環境日本一の宇都宮を目指すこと。

また、保育需要への対応においては、利用定員の弾力化の活用に係わる「定員超過による給付費の減算措置」の期限を迎えた民間保育事業者に対し、引き続き市単独の助成措置を講じるとともに、全国市長会等を通して撤廃または期限の延長を求める等、待機児童の解消に協力していただいている民間保育事業者の支援に努めること。

## 3) 【児童福祉施設の指導強化】

保育所・認可外保育施設に対する指導・監督の仕組みを継続的に検証し、保育事故の防止対策を強化させるとともに、有識者等による第三者評価の受審や、重大事案発生時における事故の検証等を行い、保育事故の未然防止と過去に発生した類似事故の再発防止に努め、各施設における保育の質を向上させること。

## 4) 【養育・虐待等の相談対応強化】

案件の増加や深刻化する児童虐待・養育相談等に適切に対応するため、相談員や保健師等の人員体制強化を図るとともに、地域の目が届きにくい未就園児や未就学児の家庭に対するアプローチを強化すること。

また、子ども家庭総合支援拠点を軸に児童相談所や警察、福祉関連部署との情報共有・相互連携を着実に図り、児童相談所や児童等地域別ケア会議の設置の必要性についても検討するとともに、親の離婚等に対する子どもへの影響を最低限に抑えるため、明石市などで実施している離婚や別居に伴う養育費や面会交流などを定める養育支援の仕組みを導入し、全ての子どもを社会全体で守り健全に育む体制を整備すること。

#### 5) 【支援を必要とする子どもへの対応強化】【重点項目】

児童虐待や育児放棄等の養育不全が深刻な社会問題となっており、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されない社会の実現を推進するため「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果を踏まえ、要保護・要支援児童になる前に子どもや家庭と繋がり、経済的困窮や関係性の貧困、養育の悩みに対応できる新たな「子どもの居場所」を創設するなど、養育不全の解消と未然防止の施策・事業を充実させること。

また、施策の検討にあたっては、こども食堂や生活・学習援助等の子どもの問題に取り組む民間団体に積極的な意見聴取と財政的な支援を行い、支援を必要とする子どもへの総合的な支援体制を強化すること。

#### 6) 【奨学金制度と学習機会の拡充】

家庭の経済環境で子どもの進学に影響が無いよう、JASSOの給付型奨学金や各種奨学金制度の充実を図るとともに、本市返還免除型育英資金については制度の対象となる全ての生徒が活用できるよう、安定的な財源の確保策を検討し、育英基金の安定的な運用と利用者の拡充に取り組むこと。また、子どもの学ぶ意欲や進学機会が家庭の環境により奪われることがないように、学習支援教室の拡充やこども食堂等への講師の派遣、及び他都市でも取り組みが進められている一定条件の下での通塾支援制度や家庭の実態が把握しやすい家庭教師派遣制度等を設けること。

#### 7) 【社会的養育の推進】

児童福祉法改定を踏まえ現在県で策定が進められている「社会的養育推進計画」により、虐待や貧困により親元で暮らせない子どもたちを、施設ではなく里親やファミリーホーム等の家庭的な環境で養育する新たな家庭養育政策が実施される予定であることから、県との連携を図り家庭的養育制度の啓発、推進に取り組み養護の質的転換を図ること。

### 2-2. 子どもの家の運営方法の見直しに伴う円滑な移行

子どもの家の運営方式の変更が予定されていることから、円滑な制度の移行に向け、各運営委員会や指導員等との協議を進めるとともに、地域の子育てや児童の健全育成拠点として活用できるよう、地域との連携を強化すること。

### 3. 学校教育の充実

#### 3-1. 教育の質の向上

##### 1) 【E S D教育の推進】

教育全般においてE S D（持続可能な開発のための教育）の理念・目標の浸透を図り、S D G sの各目標の実現を図るための持続可能な社会の担い手を育成する教育を推進すること。

特に学校運営や教育目標の策定に大きな役割を担う校長・副校長の理解が重要であることから新学習指導要領における関連性や、先進事例の例示など理念の理解・浸透を図り指導効果を高めること。

##### 2) 【基礎学力の確実な定着】

「全国学力・学習状況調査」においては全教科で全国・県平均以上の正答率が得られていることから、継続的な検証改善及び、新学習指導要領の円滑な導入を行い基礎学力の向上を図るとともに、習熟度に課題がある児童・生徒に対する学習支援策等を充実させ、全ての子どもが着実に基礎学力を身につけられるよう対応を図ること。

また、中一ギャップの増加が見られることから、引き続き各種施策効果の検証を行い中一ギャップの低減に取り組むこと。

##### 3) 【教員の働き方改革の推進】

教職員の負担軽減と適正な働き方を確保するため、スクールサポートスタッフの配置や教職員のI C T利用環境の整備を充実させるほか、適正な労務管理の徹底や学校間のテレビ会議システムの導入等を図り、学校事務の合理化・適正化等に継続して取り組むこと。

また、教員の部活動に対する負担を軽減するため部活動指導員及び部活動地域指導者の活用を市内全校で展開できるよう、必要なマニュアルの整備及び予算の確保を行うこと。

##### 4) 【魅力ある学校づくり地域協議会】

改定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく将来的な協議体の在り方等については、国の支援メニューや本市のこれまで培ってきた地域資源等を十分に考慮の上、各学校の地域環境に適合する協議会のあり方を引き続き検討すること。

### 3-2. 学習環境の整備

#### 1) 【学校施設・設備の計画的更新】

老朽化する学校施設の計画的な更新が必要であるため、公共施設総合管理計画を踏まえ、中長期的な視点で学校施設の更新を計画的に行うとともに、施設の更新においては、地域利用や避難所としての機能を考慮の上、学校トイレ洋式化等の衛生環境の改善や、特別教室・体育館・給食調理室への冷房の設置等の計画的な整備と事業の見える化に取り組むこと。

また、校庭内樹木の周辺民地・道路上への張り出しによる通行支障や、倒木・枝の落下等による人身・物損事故、防球ネット等の学校施設の破損につながらないように、定期的な剪定や老木等の危険樹木の撤去を行うなど樹木の適正な管理を行うこと。

#### 2) 【ICT活用の推進とモラル教育の強化】【重点項目】

パソコンやタブレット等の教育用コンピューターの整備拡充を早急に行い、教育へのICT活用を積極的に推進するとともに、必須化された初等中等教育でのプログラミング教育を着実に実施するため、プログラミング的思考を育む為に必要となる指導者のスキル向上や効果的な学習機材の導入を継続的に行うこと。

また、携帯電話やスマートフォンの普及率増加により、SNS等での犯罪被害や、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、溢れる情報の中から適切な情報を取捨選択するための情報リテラシー教育や、ネット活用の危険性指導、ネットパトロールの強化等、指導の充実・強化に取り組むこと。

### 3-3. 通学路の安全確保【重点項目】

通学路合同点検指摘箇所及早急な対策を実施するとともに、継続して危険箇所の検証を行い、現行基準に適合しないブロック塀の改修促進や、児童が集まる登校班集合場所への安全対策の実施、児童が多く滞留する交差点や園児等の園外活動ルート上への誤進入を防止するためのガードパイプ（防護柵）設置等、児童・生徒並びに幼児・保育施設周辺の安全確保に取り組むこと。

また、地域ぐるみの学校安全体制を充実させるため、スクールガードリーダーの増員や防刃ベスト等の装備品の充実を行い、地域と連携した安全体制を構築すること。

### 3-4. いじめ・体罰・不登校への対応

#### 1) 【いじめ防止対策の推進】

宇都宮市いじめ防止基本方針の定着と心の教育を充実させ、いじめの防止と早期発見、早期対応を図り当該児童・生徒のケアを確実に行うとともに、学校現場が問題を抱え込まないよう必要に応じ学校教育問題解決委員会等により問題解決への支援を行うこと。

また、児童・生徒に対するいじめ防止の指導効果を高めるため、動画やアニメ等のわかりやすいツールの活用や、若者が相談しやすいLINE等のSNSを活用した相談窓口の導入を行うなど、効果的な指導と相談手段の充実を図ること。

#### 2) 【不登校児童・生徒への対応】

不登校児童数の増加が見られることから、早期発見・早期対応が出来るよう、学校や保護者が異変に気づいた際に相談ができる窓口の設置や、不登校対策チームによる学校への一層の支援強化により、家庭と学校及び関係機関との連携を充実させること。

また、個々の不登校児童生徒の状況に応じた学校における支援体制の充実を図るとともに、学校以外の機関や居場所の確保等の多用で適切な教育機会の確保や、学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援の構築を行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うこと。

#### 3) 【体罰の撲滅】

体罰や暴力による指導が全国的な問題となっており、本市においても事案が発生していることから、教職員や部活動指導者に対する暴力によらない指導スキルの習得・研修等を充実させるとともに、学校の対応に不安を感じた際に、児童・生徒、保護者が直接相談できる窓口を設け体罰による指導の撲滅を徹底して図ること。

#### 4) 【スクールソーシャルワーカー等の体制強化】

複雑化する不登校や家庭問題等に確実な対応を図るためには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー・メンタルサポーター、スクールロイヤー等の専門的な知見を有する職員の対応が欠かせないことから、体制の強化と活用を図り、家庭・学校のケアを充実させること。

### 3-5. 主権者教育の充実

年齢満18年以上満20年未満の選挙投票率が全国的に低調であることから、学校における指導上の政治的中立に留意の上、主権者教育の充実・強化に取り組むこと。



## 4. 生涯学習の推進

超高齢化社会や人口減少社会を踏まえ、市民の生涯に渡る学習機会の充実や、地域課題に対応しうる人材の育成が社会的に求められているため、各種講座や図書館事業の充実・強化に取り組むとともに、福祉やまちづくり等の社会的な課題に対応しうる地域人材育成推進事業やシルバー大学との連携等、地域課題の解消に資する生涯学習の強化及び学び直しの支援に取り組むこと。

## 5. 生涯スポーツの環境整備

### 5-1. 東京五輪・パラリンピック・栃木県国体開催契機の活用

2020年に開催される東京五輪・パラリンピック等の効果を最大限に活かすため、下記の取り組みを行うこと。

#### 1) 【キャンプの受入対応】

本県とキャンプ地として覚書を締結したハンガリー選手団の受入体制を万全に整えるとともに、来日するアスリートや競技関係者との交流の場やハンガリーの食や文化に触れる機会を創出し、ハンガリーとの交流を推進すること。

また、3 x 3のキャンプ地としてより多くの国に本市を活用していただけるよう受入体制の整備やプロモーションの強化を行うこと。

#### 2) 【障がい者スポーツの推進】

障がい者スポーツの認知向上と普及を推進し、障がい者のスポーツ機会拡大や活動支援の輪を広げる活動に積極的に取り組むこと。

また、国体と併せ開催される全国障害者スポーツ大会に向け、手話通訳者や各種ボランティアの確保・育成に取り組み、本市障がい者スポーツを推進すること。

#### 3) 【オリンピックインバウンドの推進・ボランティア育成】

東京圏域での宿泊施設が不足し、外国人来訪者を中心に周辺地域への宿泊者が増加する傾向にあることから、旅客業界や経済界と連携し、本市への宿泊を誘導するなどオリンピック関連インバウンドの積極的な取り込みを行うこと。

また、2022年の国体開催に向け、大会ボランティアの派遣・育成に積極的に取り組むこと。

## 5-2. 健康増進策の強化

子どもから勤労世代、高齢者までひとり1スポーツを推進することにより、市民の健康増進や健康寿命の延伸（フレイル予防）に努めること。また、身近な場所で身体を動かすことができる公園の環境整備を図るとともに、健康ポイント事業による活動機会の推進を進め、協賛事業者の拡充や民間企業への活用等に積極的に取り組み日常的な健康活動を推進すること。

## 5-3. スポーツ施設の整備

国際的な大規模スポーツイベントの開催等により、市民の日常的な健康増進の気運が高まることから、第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の推進においてはNCCとの整合を図り、身近な場所で市民が気軽にスポーツを楽しめる施設整備に努めるとともに、本市をホームタウンとするプロスポーツとの相乗的な効果を狙い、今後の活用が検討されている宮原運動公園並びに、水上公園跡地等への多目的運動広場や3x3等が出来る屋外バスケットゴールの設置、周辺自転車専用道との接続等を検討するなど効果的な整備を実施すること。

また、平均気温の上昇により夏場の運動機会においては危険を伴うレベルの猛暑となる日数が増加していることから、市営屋内運動場へは計画的にエアコンの設置を行い、市民の運動機会を確保すること。

## Ⅱ. 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて (健康・福祉・医療 分野)

### 1. 健康づくりと地域医療の充実

#### 1-1. 医療体制の充実確保

##### 1) 【夜間休日救急診療所・健診センター・

##### 市保健センター機能の強化と充実】【重点項目】

健診センター及び夜間休日救急診療所は、築37年が経過しており、施設や機器の老朽化に伴い、精度の高い先進機器の導入や、感染症の可能性のある患者用の待合室の確保、診察室の増設等が必要となっていることから、将来の社会変動を見据えた保健・医療サービスの拠点となるよう、夜間休日救急診療所・健診センター（宇都宮市医療保険事業団）及び、三師会の事務局機能の一体的な整備を推進し、実施計画の早急な策定に取り組むこと。

また、市保健センターにおいては、時代に即した機能の見直しを図り、市民の健康増進を推進すること。

##### 2) 【がん対策の充実】

がんの早期発見・早期治療が重要であることから、各種がん検診の受診率向上に取り組むとともに、がん患者の生活や社会復帰に必要なサポートを充実させること。

また、介護保険事業の対象とならない20歳から40歳未満の若年がん患者の終末期ケアにおける体制や費用負担に課題が見られることから、住み慣れた地域で終末期を迎えられるよう、在宅サービスの一部助成や福祉用具の貸与等を行う「若年者在宅ターミナルケア支援事業」を実施すること。

### 2. 共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築

#### 2-1. 地域別データ分析の活用

共生社会の実現に向けて、NCCと一体となった地域包括ケアシステムを構築するにあたり、NCCの拠点や地域ごとに地域の現状や課題を数値によって「見える化」した上で、科学的根拠に基づいた介護予防や生活支援の施策、社会的処方及び健康格差の解消を講じるための施策が大変重要であるため、地域別データ分析に関しては実績のある研究機関や有識者から意見を伺い評価・分析・対策等を行うこと。

## 2-2. 生活支援体制の整備

### 1) 【第1層協議体の体制強化】

第1層協議体は、市全体を把握し、必要なサービスの創出や担い手の養成、活動する場の確保など、本市施策の中心のプロデュース機能を有する協議の場である。第1層協議体での協議の結果を第2層協議体へ伝達し、第2層協議体での課題を吸い上げ市全体のサービスを構築するなど、実効性のある組織となるよう、第1層協議体の体制強化を図ること。

### 2) 【第2層協議体の設置】

市内全域に第2層協議体の設置を進めるにあたり、まちづくり組織との分断が生じないように配慮し、第2層協議体が必要とする情報や物資を提供できるよう努めるとともに、地域担当保健師と第2層協議体や地域サロン、地区社協会議や民児協会議等の地域組織との連携を強化し、地域包括支援センターと地域主体の取り組みへの支援を充実させること。

### 3) 【生活支援事業の促進】

生活支援事業の速やかな実施に向けて、適用条件の緩和や条件整理等を行い、地域や事業者が取り組みやすい事業・制度となるよう見直しを図ること。

## 2-3. 認知症対策の強化

国が示した「認知症施策推進大綱」に基づき、本市施策の充実強化及び認知症に対する理解促進を図ること。

また、認知症本人や、その家族に対する早期からの心理・生活の支援を充実させるため、認知症本人のピア活動の推進や認知症カフェ、家族の会の情報提供を行うなど、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを推進すること。

## 3. 障がいのある人の生活を充実する

### 3-1. 障がい者就労の確保と自立支援

障がいを持った方が経済的にも日常生活面においても自立した生活が送れるよう、特例子会社の設置推進や、農福連携による就労支援の拡大を図り、障がい者の就労支援及び賃金向上に取り組むこと。

また、相談支援専門員はそれぞれの障がい特性や年齢に応じた支援の専門性が必要であることから、各種専門性の向上を図るとともに支援に必要な人員を確保すること。

### 3-2. 切れ目のない障がい者支援体制の構築

障がい者の成長に伴い、発達支援センター、教育委員会、障がい福祉、介護福祉サービスと複数の部局・支援制度との繋がりを持つことから、各部局間の情報伝達や連携を強化し切れ目のない支援制度を構築すること。

## 4. 生活困窮者の自立支援

### 4-1. 社会的孤立（ひきこもり・ニート等）に対する支援【重点項目】

中高年（40才～64才）におけるひきこもりが社会問題となっていることから、県で実施された実態調査の結果を踏まえ個々のニーズや状況に即した支援が行えるよう対策を強化すること。

また、相談体制の強化や支援機関の情報発信、ひきこもり支援に携わる人材の養成・活用等に継続して取り組み社会的な孤立からの早期復帰を支援すること。

### 4-2. 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が一般就労に就くためには、それぞれの生活困窮者の状態により、いくつかの段階を経る必要があり、支援付き就業の機会の提供などを行う就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場の提供などにより、本人の状態に応じた就労支援を充実する必要があることから、更なる就労訓練事業者の開拓を推進すること。

また、事業推進に当たっては、ジョブコーチの導入など先駆的な取り組みを行い、既に実績のある一般社団法人栃木県若年者支援機構との連携及び業務委託も含め検討すること。

併せて、中間的就労の事業内容としては、独居高齢者など買い物弱者の問題や家財の整理の問題などの生活支援事業や、高齢化・少子化に伴う人手不足、後継者不足から耕作放棄につながりかねない農家を応援して地域農業を守るなど、地域社会への貢献に資する中間的就労の場を提供できるよう、その仕組みを構築すること。

### Ⅲ. 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて

#### (安全・協働・共生 分野)

#### 1. 危機への備え・対応力の強化

##### 1-1. 災害に強い都市機能の強化【重点項目】

近年激甚化、頻発化している風水害において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、頻繁に溢水・越水している河川の機能強化を行うとともに、雨水処理能力の弱い都市部の合流式下水道の分流整備等を行うなど重点排水区の設定及び整備計画の見直しを行うこと。

また、近年の異常な降雨状況を踏まえ、国でも議論されている確率降水量による都市整備の在り方を見直し、今後の気象変動に対応しうる社会資本の整備根拠となる指標及び整備計画の見直しを行うこと。

##### 1-2. 避難拠点の機能強化

大規模災害や水害時に電源が喪失された場合、避難所での各種情報源や安否の連絡手段となるスマートフォンや携帯電話、パソコン等の機能が維持されることが必要であることから、避難所への蓄電池や非常用電源を整備し、避難先での市民の情報源を確保・支援するための電源の自衛措置を講ずること。

また、停電時に指定避難所(学校体育館)が断水しないよう、高架水槽用ポンプの給水方式を採用している体育館においては、早急に水道直結方式に切り替えること。

##### 1-3. 要援護者の支援

台風19号における要援護者支援制度の対応を検証し、より実効性を高める制度となるよう改善を図ること。

##### 1-4. 水害時における災害ごみの回収支援

河川の溢水・越水や雨水冠水等で床上浸水等の被害が発生している地区においては、例外なく所有車両等の水没により災害ごみの受入場所まで搬出することが困難であり、生活復旧や公衆衛生上の弊害となることから、水害発生時のごみの回収方法を見直し、被災された市民の生活復旧が迅速に行えるよう防災計画に反映すること。

### 1－5. 防災拠点の強化

洪水ハザードマップ上浸水区域内にある防災拠点（消防局消防本部・地区市民センター・消防団詰所・避難所等）が機能損失しないよう、避難・防災拠点への対策を講じること。

### 1－6. 倒木によるライフライン喪失の防止強化

台風や突風等による倒木が大規模停電を引き起こす事例が発生していることから、電線・鉄塔・通信設備等の市民に重要なライフライン周辺の樹木等への管理・指導方法を検討し適正に管理すること。

また、山林機能の低下により土砂災害や崖崩れ等の被害が増加する傾向にあることから、山林・里山の機能保全に対する対策を強化すること。

### 1－7. 消防力の強化と消防団員の確保

地域防災力の要となる消防団員の充足率不足や高齢化が課題となっていることから、自治会との連携による新入団員補充制度の構築や、昨年県が導入した消防団員応援の店の周知・拡充等に取り組み消防団員の維持・確保に取り組むこと。

また、県内でも多くの自治体が導入している機能別消防団員制度等の早期導入を図り、消防団員を確保しやすい環境を整備すること。

## 2. 日常生活の安心を高める

### 2－1. 空き家対策の推進

空き家条例・対策の効果を継続的に検証し、市民の良好な生活環境が害されないよう管理不全な空き家の指導・対策の強化を図るとともに、所有者不明の空き家・空地や相続が適切になされていない物件に対する指導・対策を強化すること。

また、管理不全な空き家を発生させないことが重要であることから、相続に対する生前対策や、宇都宮空き家会議で取り組む官民連携の取り組みを強化し民間資産の効果的な活用を推進すること。

なお、大規模な災害発生後に至っては、修理放棄や居住移転等に伴う管理不全や危険な空き家が増加する傾向にあることから、住宅被災地域等の状況を注視し、早期支援につなげること。

### 2－2. 農業集落排水と公共下水道の接続

14ヶ所の農業集落排水施設のうち8施設が処理限界となっていることから、両排水事業の早急な接続・統合を行い、将来的な料金体系を含めた管理運営の一元化をめざすこと。

### 3. 市民が主役のまちづくりの推進

#### 3-1. 市民が主体のまちづくりの推進【重点項目】

今後迎えることとなる厳しい社会情勢を生き抜く為には、市民と共同で様々な物事を決めていくプロセスが重要となることから、地域別データ分析の結果を活用した支え合い活動の推進や、地域施設の更新時等に市民参加型のワークショップ等の手法を導入するなど、市民が主体のまちづくりを推進すること。

#### 3-2. 自治会活動の維持・活性化

まちづくりの課題が複雑かつ高度化していることから、地域課題に取り組むまちづくり組織や自治会活動への支援や、自治会の加入促進、地域リーダー等の人材育成支援、高齢者等地域活動支援ポイント事業の周知・活用等を行い地域自治活動の支援を充実させること。

また、地域活動の拠点となる自治会集会場等の設置支援に対してもNCCの拠点誘導区域内への集会場の設置や、建設用地の購入支援の実施など、まちづくりや自治会ニーズを踏まえた支援制度の拡充を行い自治活動の活性化を図ること。

#### 3-3. 男女共同参画の推進（女性の活躍推進）

社会における雇用機会の平等や、男女共に出産や育児・介護などに取り組める環境を整備・推進するとともに、長時間労働の是正や各種ハラスメント対策などのワークルールの遵守等、働き方改革を推進し市内事業主への指導を強化すること。

また、意思決定の場への女性の登用においては道半ばであることから、企業や自治会・地域活動団体等においても登用促進が図られるよう、施策の強化に努めること。

#### 3-4. 深刻な人権侵害に対する対応強化

##### 1)【DV・ストーカー相談の支援強化】

DV、ストーカーなどの相談件数が増加し続けているため、民間支援団体と連携強化や、相談・被害者救済への対応力強化、被害者の精神的サポートを含めた自立支援の充実を図る等、被害者への迅速な支援ができるよう、多角的な取り組みを充実させるとともに、道徳教育とあわせ、命の授業やデートDV防止等の人権教育を全校で実施すること。



## 2) 【性犯罪・虐待等への対策・教育】

性犯罪・性暴力・DV・ストーカーや児童・障がい者・高齢者等に対する虐待は自己の羞恥心や自責の念、周囲の人間との関係等から誰にも相談できずに潜在化しやすいことから、とちぎ性暴力被害者サポートセンターやアコール、学校等関係機関や支援団体と連携・協力し、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の構築や、相談体制の強化に取り組むとともに、被害者に対する生活の安定を確保するための居住や就労支援策の強化に取り組むこと。

また、被害にあわない・加害者にならないために、あらゆる機会を通じて教育や広報・啓発等の取り組みを行い、人権尊重と犯罪の防止に継続して取り組むこと。

### 3-5. 多様性を尊重する社会の推進

多文化共生社会では国際問題ともなりやすい国籍や民族、宗教等による差別の防止やお互いの文化を認め合う社会の醸成に向け取り組みを推進すること。

また、近年世界的に認知が進んでいるLGBT等のセクシャルマイノリティに対する社会的な不利益をなくすため、学生服の選択制や多目的トイレの増設、多様性を尊重するための正しい知識を育む教育の充実に取り組むとともに、パートナーシップ証明制度の導入等による社会的な不利益の解消や差別や偏見の撲滅に向けた社会意識の醸成に積極的に取り組むこと。

### 3-6. 個人番号カードの活用促進

低調な個人番号カードの発行を促進するため、市民の各種申請や証明書類等の手続きの簡素化、生活の利便性に資する個人番号カードの利活用に取り組む、個人番号カードの発行及び活用の促進を行うこと。

## IV. 魅力創造・交流の未来都市の実現に向けて

### (魅力・交流・文化 分野)

#### 1. 都市ブランドの確立と更なる魅力の創出

##### 1-1. 歴史・文化の資源化・活用の推進

###### 1) 【宇都宮ブランド戦略の強化】

宇都宮の魅力を恒常的かつ広域的に発信できる「宇都宮ブランド戦略」を強化し、観光資源化が進む大谷地区の新たな魅力の発信や、新品種等の魅力的な農畜産物を活かした食のブランド化など、新たな素材の提供や魅力的な情報発信を行い広報戦略の充実を図ること。

###### 2) 【大谷地区の観光振興と産業遺産化】

採掘場跡地の魅力的・幻想的な空間の創出・演出や地底湖クルージング、自然を満喫するグランピングなど、各メディアから注目を集める大谷地域を本市観光の核として最大限に活用し、グリーン・スローモビリティ事業の継続的な社会実験や周遊観光ルートの構築、ヘリテージ（産業遺産）化等、資源の磨き上げを行うとともに、周遊や滞在の魅力を向上させるため、若者向けのおしゃれな飲食店の立地促進や外国人来訪者に対する対応力を強化し集客力の向上を図ること。

###### 3) 【市民遺産制度の有効活用】

市民共有の財産として引き継ぐべきものを市民遺産と明確に位置づけ、歴史文化遺産として継承するとともに、本市ならではの歴史文化情報を国内外に発信するなど、観光資源化・インバウンドへの活用を含めた、継承・支援・活用を図るための制度を早急に構築すること。

##### 1-2. 移住・定住を促すブランド戦略の推進

都市認知度の低迷が課題であることから、住みよさや子育て等これまで築き上げてきた魅力の発信に加え、本市の取り組む未来都市の取り組みやLRT等の都市政策を通じ、「未来に期待出来る都市」であることを強く内外にアピールし、積極的に東京圏域からのUJI戦略や移住・定住・交流人口等の確保に取り組むこと。

## 2. 個性豊かな観光と交流を創出する

### 2-1. 国際都市としての機能強化

#### 1) 【外国人との共生共存社会への対応】

グローバル社会に対応するため、外国人居住者や来訪者に対する医療・介護・就労・教育・子育て等の生活情報や、災害時など非常時の情報を的確に提供出来るよう施策・事業の充実・強化に取り組むこと。

#### 2) 【国際姉妹文化友好都市の発展的強化】

現在提携している姉妹文化友好都市との国際交流のあり方を見直し、経済や文化面での活発な交流をめざすとともに、自転車のまちやLRT、スマートシティ等の本市の目指す社会像を達成するための政策的な友好・交流都市の連携について検討すること。

### 2-2. 広報広聴の充実

自治体情報のインターネット広報はホームページが中心であり、掲載情報や市民の問い合わせ等丁寧な対応が必要であることから、AIによる自動応答サービス等の各種問い合わせ対応やSNS等、積極的に新技術の活用を図り市民の利便性向上と効率的な行政サービスの提供を図ること。

## V. 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

### (産業・環境分野)

#### 1. 地域産業の創造性・発展性を高める

##### 1-1. 産業政策

日本再興戦略で掲げる成長戦略や第4次産業革命等、変化する社会・経済環境に対応し、地域の経済活力と雇用環境を維持するため、以下の産業政策の拡充を図ること。

##### 1) 【次世代モビリティ産業の育成支援】

次世代モビリティ産業（航空宇宙・自動車・ロボット・情報通信）集積戦略は、Society 5.0で目指す社会像を実現させるためにも重要であることから、ICT等の先進技術を駆使したスマートシティモデル事業やITS（高度道路交通システム）の構築など、関連施策との連携を図りながら積極的な育成・支援策の拡充を図ること。

また、SDGsの推進や環境問題等の社会的課題に対応するため、本市の低炭素化やまちづくりに寄与する先進環境対応自動車（FCV、EV等）や、自動運転技術に対する研究開発、及び社会実証試験等への支援を国・県と連携して積極的に行い、本市が抱える社会的課題の解消に資する産業の支援を強化すること。

##### 2) 【サービス産業の生産性向上】

GDPの約7割を占めるサービス産業の活力を維持・向上させることが重要であることから、国のサービス産業チャレンジプログラムに定める7分野に対する労働生産性の向上支援を強力に推進するとともに、インバウンドへの対応やスマートシティの実現に向け、キャッシュレス決済への対応支援やAI・ビッグデータの利活用促進策等の取り組みを強化すること。

また、キャッシュレス決済の拡大に伴い、決済手数料の負担軽減が課題であることから、地域金融事業者や決済会社との協議・調整を行い、中小零細企業や個人事業主がキャッシュレス決済を導入しやすい環境整備を行うこと。

### 3) 【中小企業振興の強化】 【重点項目】

栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の理念を踏まえ、中小零細企業の成長・経営資金が適切に確保されるよう、中小企業事業資金貸付金や信用保証料助成金等の金融支援対策を充実させるとともに、事業継承の円滑化や産学官の連携強化、I o Tの導入による生産性向上等に対する支援を継続させること。

また、中小零細企業における人材・労働力不足が深刻な経営問題となっていることから、ハローワークや県と連携し県内外の高校・大学生に対するU J I ターンの促進や外国人労働者の受入拡大など、中小零細企業の労働力確保に対する支援を強化させること。

### 4) 【観光振興の推進】

国際的なスポーツイベントやディスティネーションキャンペーンの効果を持続・発展させ、インバウンドや国内観光客の取り込みを強化させるため、国内外への本市の魅力発信強化や、観光・交流資源の磨き上げを行い、観光振興と市内経済の活性化に取り組むこと。

また、外国人来訪者に必要なW i - F i 等の通信環境整備や多言語・食事等の多文化対応等を拡充し、総合的な観光振興策を推進すること。

## 2. 商工・サービス業の活力を高める

### 2-1. 中心市街地活性化

市内中心部の再開発等に併せ、恒常的に来場する都市型観光・アミューズメントスポットの創出等、積極的な民間誘導策を講ずること。

また、中心市街地の経済活力向上に向け、低未利用地の活用や、回遊性の向上、まちなか居住の推進等、中心市街地の活力向上に継続して取り組むこと。

### 3. 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

#### 3-1. 流通・販路の拡大と農業ブランド戦略の強化

安定した農業基盤を整え、6次産業化の推進や新しい農業ブランドの構築等によって「農業王国うつのみや」のさらなる飛躍をめざし、以下の政策を強化すること。

##### 1) 【農産品輸入増加対策の強化】

日米貿易協定の締結により、関税の引き下げや撤廃が見込まれる一部の農畜産物においては本市農業に与える影響等を注視し、必要な対策を講ずること。

##### 2) 【6次産業化による農産品ブランド化】

うつのみやアグリネットワークの商品開発力や企画力を向上させ、生産農家の収益性を高めることができる商品開発とブランド力の構築を推進すること。

##### 3) 【稲作の新品種の生産性向上】

地域米の人気新品種「ゆうだい21」や「とちぎの星」は共同乾燥施設への搬入ができず、小規模農家でのチャレンジ生産が困難となっているため、早急に生産組合等を設立し、安定した収量増を図ること。

##### 4) 【新規市場の開拓と流通・販路の拡大】

夏秋いちごや希少品種の梨・林檎、シャインマスカットやブルーベリー等、収益性の高い果樹等の栽培に取り組む農家が増加していることから、農業収益拡大への支援に取り組むとともに、産地のブランド化や付加価値の向上、市場流通への総合的な支援を行い稼げる農業への転換を支援すること。

##### 5) 【災害復旧への対応】

台風19号で被災した農地・ほ場等の復旧に全力で取り組むとともに、営農者の経営・生産支援にきめ細かな対応を図ること。

## 4. 環境への負荷を低減する

### 4-1. 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電設備や蓄電池の活用、バイオマス利用を推進するため、FIT（固定価格買取制度）終了後においても再生可能エネルギーや高効率給湯器を設置する市民に対する補助制度を継続し、再生可能エネルギーの普及及び活用の拡大に取り組むこと。

また、今後の設備導入が見込まれる家庭用蓄電池やHEMS等の環境負荷軽減に資する家庭用設備についての導入を促進し、必要な支援を講ずること。

### 4-2. 排出効果ガスの抑制

#### 1) 【輸送用機器の排出効果ガス削減】

とちぎFCV普及促進研究会等の取り組みを踏まえ、充電インフラ・水素ステーション等の整備促進に努めるとともに、市民に対する次世代環境対応車両の普及啓発に積極的に取り組むこと。

また、環境省のモデル事業として取り組みを進めるLR T沿線の低炭素化モデル事業を推進し、フィーダー交通への水素燃料の路線バスや電気バスの導入、モビリティ・マネジメントの強化等を行い、低炭素社会の実現に向けた交通体系モデルを構築すること。

#### 2) 【省エネルギー化の推進】

温室効果ガス排出量の多い産業・家庭・業務系部門のCO<sub>2</sub>排出量を効果的に抑制するため、スマートシティ等の新たな環境技術を取り入れた新しいライフスタイルの提案、産業の省エネトップランナー制度の拡大支援等、エネルギーの高効率化・省エネ化など生活・産業の省エネルギー化を継続して推進すること。

### 4-3. 廃棄物の削減【重点項目】

焼却ごみ等の排出削減目標値が達成されるよう、ルールの徹底や再資源化の更なる推進を実施するとともに、ストローや梱包材などの廃プラスチックを発生段階から抑制するための周知啓発や事業者等への指導を強化し、廃棄物の削減と再資源化を推進すること。

また、飲食店の食品ロスや賞味期限切れ食材の削減を図るため、県フードバンクとの連携や「もったいない残しま10！」運動の推進を行い、食品ロスの削減や有効活用に取り組むこと。

#### 4-4. 環境保全

生物多様性や、農地・里山樹林地の保全と活用を図り、緑・水・生態系の保全と創出を推進するため、森林環境譲与税やとちぎの元気な森づくり県民税等の事業との連携を図り、森林・里山の適正な管理と保全に取り組むこと。

また、自然環境や景観と再生可能エネルギーとの調和や、メガソーラー等の太陽光パネルの強風飛散防止や適正廃棄等に対する規制・指導等を行い適正な管理に努めること。

### 5. 雇用・労働環境の改善

働き方改革関連の法改正を踏まえ、市内企業に対する労働ルールの徹底や長時間労働の是正、女性や障がい者、高齢者等の活躍できる環境整備等に向けた指導・啓発に積極的に取り組み、働き方改革やノーマライゼーション、ディーセントワーク等の推進に向け官民共同で取り組むこと。

また、働き方改革において、時間外労働の上限規制適用外となっている行政職員に対しても、市民に対する率先・模範となるよう働き方改革の趣旨に沿った対策を講じること。

### 6. 中央卸売市場

市場を取り巻く環境は、老朽化した施設の維持管理費の増加や市場外流通の増加等により、売上高の減少や施設使用料の減収等、経営環境が年々厳しくなっていることから、北関東唯一の中央卸売市場として、引き続き安全・安心な生鮮食材を安定して供給できるよう、改正市場法の利点の活用とブランド農産品のPR等を行い、集荷力、販売力の強化を図るとともに、施設整備にあたっては、宇都宮市中央卸売市場施設等整備基本計画や活性化ビジョン後期推進計画を着実に推進するための施設機能強化や営業力強化等に関する予算を確保すること。



## VI. 「交通の未来都市」の実現に向けて (都市空間・交通 分野)

### 1. 暮らしやすく魅力ある都市空間の形成

#### 1-1. JR宇都宮駅東口地区整備事業

締結した事業契約に基づき着実に事業を進捗させるとともに、MICEの誘致等への産官学民連携の仕組みづくりや整備事業隣接地域への民間活力流入策を併せて検討し、経済効果の最大化に取り組むこと。

#### 1-2. JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定

JR宇都宮駅西口周辺地区は、地権者による市街地再開発や民間事業者等による開発の動向に機運の高まりが見られることから、SDGs未来都市を体現できるよう、LRTの導入を見据えた、バス、タクシー、自動車、自転車等との多様な交通結節点としての円滑な動線整理や賑わいを創出する歩行者中心のまちづくり、緑と潤いのある都市空間の形成等、魅力的かつ機能的な都市空間形成を推進し、市街地再開発事業等の周辺まちづくりと連携した整備基本計画の早期策定、都市計画への反映に取り組むこと。

### 2. 快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出

#### 2-1. ネットワーク型コンパクトシティの形成

これまで取組を進めてきた立地適正化計画や市街化調整区域の整備及び保全の方針、集落地域における地区計画制度を活用した居住の誘導を着実に推進するため、生活利便施設の集積状況や居住の動向等を定期的に検証し、必要な措置を講ずること。

また、各拠点の形成にあたっては地域・住民とのまちづくりに対する連携が重要であることから、事業の進捗や意見交換を適宜行い地域協働のまちづくりを推進すること。

### 3. 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築

#### 3-1. 総合的な公共交通ネットワークの構築

##### 1) 【第2次宇都宮市交通戦略の推進】【重点項目】

第2次宇都宮市交通戦略に定めた施策事業を着実に具現化し、公共交通ネットワークの構築を市民に理解を得ながら進めること。

また、自動車運転免許証の返納者を含む高齢者や障がい者等の交通弱者に対する公共交通利用上の優遇制度や市街地部の地域内交通の在り方等に改善すべき課題が見られることから、都市部の特性に応じた交通弱者対策の構築や経済的な負担の軽減策を拡充する等の対策を講じること。

##### 2) 【地域連携 I Cカードの導入】

地域連携 I Cカードの導入に向け、2021年春に先行導入を予定しているバスに対する導入支援を着実に行うとともに、導入に合わせ公共交通への転換や利用者増を推進するためのモビリティ・マネジメントに関する施策や広報を充実させ I Cカードの導入と普及の促進に取り組むこと。

##### 3) 【L R T整備事業】

J R 宇都宮駅西側への延伸ルートを含めた全体計画を早急に提示し、市民理解を着実に得ながら事業を推進するとともに、事業用地の取得が進められている地域においては、地権者や利害関係者に対して丁寧かつ真摯な対応を徹底すること。

また、L R Tの導入前と導入後で公共交通に対する市民意識がどのように変わるのかを定量的に把握するため、世論調査に必要な項目を追加し世論の把握に努めること。

#### 3-2. 道路インフラの整備

##### 1) 【渋滞対策の推進】

テクノポリス周辺地区の慢性的な渋滞を解消するため、宇都宮テクノ街道（2号橋）の4車線化、常総・宇都宮東部連絡道路宇都宮高根沢バイパスの早急な整備を、国や県など関連機関と連携のもと推進するとともに、産業通りの早期4車線化（歩道、自転車専用レーンの整備も含む）や、国道123号線・鬼怒通り交差部の立体交差化等を計画的に進めること。

## 2) 【歩道の整備及び安全対策の推進】

高齢者による交通事故や児童・生徒・園児等が巻き込まれる重篤な事件・事故が増加していることから、事故件数が多い路線の歩道整備や交差点における安全対策等の強化に取り組むこと。

## 3) 【道路の維持修繕】

劣化による道路破損等に対する対策が必要であるため、予防保全の取り組みを推進するとともに、予防保全と破損修繕に必要な予算を増額し、近年増加する傾向にある道路管理瑕疵による事故の防止策を早急に講じること。

### 3-3. 自転車のまちの推進

#### 1) 【自転車法令の遵守】

道路交通法の遵守に向けて、市民への広報・啓発活動の充実を図ること。特に、自転車事故の割合が増加している高齢者や中高生に対する交通安全教育・指導の充実に継続して取り組むとともに、安全運転義務違反に該当する携帯電話やヘッドフォンで音楽を聴く等の「ながら」行為（歩行者も含む）への指導強化を図ること。

#### 2) 【ヘルメットの着用促進】

自転車事故が全国的に増加する傾向にあることから、ヘルメットの着用や、任意保険の加入等の指導効果に実効性を持たせるため、自転車に関する条例制定についても検討を行い、自転車のまち宇都宮に相応しい市民の育成を図ること。

また、ヘルメット着用指導の強化を行うとともに、購入助成制度の検討を行うこと。

#### 3) 【自転車走行空間の整備】

自転車走行空間の整備は利用者の安全を第一に、道路空間の再配分も含め必要な幅員の確保や通行帯の明確化に取り組むなど、計画的な整備を行うこと。

また、車線の逆走や歩行者へのマナー違反等の危険行為等を改善するための指導・取り締まりを警察・地域団体等とともに強化し、自転車運転マナーの向上に取り組むこと。

#### 4) 【サイクリングロードの整備】

鬼怒川、田川、山田川、姿川のサイクリングロード整備を計画的に行うとともに、休憩施設や自転車の駅の効果的な配置等、利用者の利便性を考慮した魅力的なサイクリングルートの整備を行うこと。

また、河川沿いのサイクリングロードでは照明等が不足しているため、夜間走行に必要な照明・反射板等の安全対策を行うこと。

#### 5) 【レンタサイクル・シェアサイクルの拡充】

レンタサイクルやシェアサイクル等、市民や来訪者が気軽に自転車を移動手段として選択できるよう、施策・事業の拡充を図ること。

また、事業の推進にあたっては、民間事業者や市街地再開発等との連携を強化し、利用環境の改善や利便性の強化を行うこと。

## **VII. 行財政改革**

### **1. 財政運営**

今後、人口減少や超高齢社会の本格的なピークを迎えるにあたり、社会保障費の増加や老朽化した公共施設・都市機能等の維持・更新等に多額の費用が必要になることから、残高が減少している各種基金の涵養と計画的な積み増しに努めるとともに、効率的な行政運営や行財政改革に取り組み、中長期的な財政の健全性・安全性を確保すること。

### **2. 人材育成・組織体制の強化**

多様化・複雑化する行政ニーズや社会課題に適切に対応していくためには、職員の人材確保や資質・能力の育成向上が不可欠であることから、働き方改革関連法の趣旨に沿った労働環境の整備や職員教育の充実を行うとともに、AIやICT等の効果的な導入等を行うなど課題対応力の強化を図ること。

また、組織改革においては、文化・スポーツ部門の市庁部局化や地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの推進体制強化等、本市の目指す未来都市うつのみやの実現に向けた組織体制の構築に積極的に取り組むこと。